

平成29年度 宇多津幼稚園一時預かり保育児募集



目的

幼稚園の教育時間終了後、希望する在園児を当該幼稚園の管理下に置いて保育し、幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育て支援をすることを目的とします。

形態

- (1) 年間一時預かり保育（年間若しくは1月単位で保育）
- (2) 一時預かり保育（一定期間又は1日単位で保育）

対象者

◎ 宇多津町立宇多津幼稚園に在籍する4歳児（概ね15名）又は5歳児（概ね15名）で次のいずれかに該当する場合

- (1) 保護者に家事以外の就労がある者
- (2) 保護者又は家族に入通院、看護又は介護が必要な場合
- (3) 保護者又は家族が傷病、出産等により入院し、又は通院する者
- (4) その他園長が必要と認める場合

料金

区分	預かり保育料	
	月	額
年間		8,000円
一時	通常教育時間終了後の場合（1日あたり）	500円
	長期休業中等の場合1日あたり	1,000円
	夏季休業期間中のみ	15,000円
	冬季休業期間中のみ	4,000円

【注意】

- ※ 上記の料金以外に飲食物及び教材等に係る実費相当の額が必要となります。
- ※ 一時預かり保育時間・・・平日：教育時間終了後～午後6時まで
幼稚園長期休業日：午前8時30分～午後6時まで
- ※ 一時預かり保育休業日・・・土曜日及び日曜日、国民の祝日、夏季休業日（8/13～8/15）
年末年始（12/29～1/3）、振替休業日
園長が指定した日、特別行事等によりやむを得ない日

申込受付期間

入園の申込時または預かり保育利用希望月の前月18日までに、一時預かり保育申込書に必要な証明書等を添付して、幼稚園へ提出してください。

前月18日までに申請できない場合、翌々月からの利用となります。

ただし、突発的な場合につきましては、この限りではありません。

申込みの決定

提出された申請書及び証明書にて審査し、預かり保育の利用を決定した場合は「一時預かり保育決定通知書」を送付します。

なお、預かり保育の受入れに余裕がない場合は、受入れが出来ない場合があります。あらかじめご了承ください。

また、次に該当する場合は、決定を取り消すことがあります。

- ※ 園児に該当しなくなったとき。
- ※ 手続きに偽りがあったとき。
- ※ 保育者の指示に従わないとき。
- ※ その他管理運営上支障があると認められるとき。

◎ 申し込み後に家庭の状況、勤務先等申込内容に変更が生じた場合は、速やかに園長に申し出てください。（保育開始後についても同様です。）

その他

※ 独立行政法人日本スポーツ振興センター保険への加入が条件となります。

※ 一時預かり保育の利用を辞退する場合は、利用予定日の前月の25日までに辞退届を提出してください。

※ 長期休業期間中はお弁当が必要です。（給食なし）

【お問合せ】

宇多津町立宇多津幼稚園 TEL0877-49-0198

宇多津町教育委員会学校教育課 TEL0877-49-8007（幼稚園担当）

